

### 第3回WGに向けた検討用資料

#### 1 これまでの議論を踏まえた改正案の確認

##### (1) 第2条（定義規定）について

###### ① 障害者の定義（第1号）

変更点：障害者手帳等の有無にかかわらずを追記

高次脳障害を明記 → 当事者団体は明記を希望

周期的を追記 → 断続的と周期的の違いについて整理が必要

###### ② 不当な差別的取扱いの定義を新設（第3号）

権利条約第2条を基本とし、日野市にならって関連差別を明記

合理的な配慮との整合を図って文言修正

###### ③ 差別の定義（第5号）

変更点：不当な取扱いを不当な差別的取扱いに改める

##### (2) 第6条について

第2項について、第8条と重複することから削除

→ 第8条に必要な文言を移行

##### (3) 不当な差別的取扱いの禁止を新設（第8条）

→ 第6条第1項は、宣言規定として残したところであるが、他市において、差別の禁止と不当な差別的取扱いの禁止を両方規定している市はない。

※ 合理的配慮と重複するという理由で第2項を削除したことを鑑みると、第8条を新設したことに伴って削除すること検討してもよいと思われる。

##### (4) 第9条（現行第8条）について

第1項の主語を市及び事業者、第2項の主語を市民に改めた（事業者の義務化）

第6条第2項の削除に伴い、必要な文言を置き換え

※ 複合的困難として、「障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて」を追記することを提案

##### (5) 第10条（現行第9条）について

手話言語にかかる文言を追記

第2項として設けることも検討したが、コミュニケーション手段の利用に係る規定が重複することから、もとの条文に盛り込むかたちとした。

(6) 第11条（現行第10条）

市と教育委員会の連携に係る規定を新設（八王子市参考）

佐藤委員から、教育の条項について、主語を市及び教育委員会とすることについての提案があったが、教育の条項はそのままとし、前条の相互理解の促進の条項において連携を図る旨を規定したほうがよいのではという議論を踏まえた。

(7) 第13条（現行第12条）について

加藤委員の意見を参考に人材育成に係る規定を新設

※ 改正法が施行されていない現時点ではあいまいな規定にせざるを得ない。

また、実際にどんなことが出来るのかと考えた場合、具体的な義務が見えない中では消極的で抽象的な規定で逃げざるを得ない。

→ 改正法が施行され、都や市町村のやるべきことが整理できた段階で改めて見直すこととしたい。

(8) 勧告に従わない者の公表の規定を新設（第18条）

東京都及び他市（6市中5市）にならい、規定を設けた

2 未検討の課題（上記で提案済みのものを除く）

(1) 合理的配慮に例示するものの検討

① 医療及びリハビリテーションを提供するとき

6市中4市が例示

佐藤委員との意見とも関連

医療的ケア児支援法との関連はあるか

② 選挙を行うとき

事例は多摩市のみであるが、議会による付帯決議で「参政権」として記されている

畑委員の意見とも関連

③ 労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき

これまでの議論ではあがっていないが、6市中5市で例示

主語に事業者も含めたことから、労働条件に係る規定は設けたほうがよいと思われる。

④ 不特定多数の者が利用する施設を提供するとき

6市中2市が例示。少数派だが、念のため検討

(2) 特定相談のあり方について

佐藤委員の意見に関連

(3) 合理的配慮の義務化に伴う支援策について ※ 新たな提案

事業者に対し、合理的配慮を義務化することに対する代替事業として、合理的配慮の実施（コミュニケーションボードの作成、スロープの設置など）に係る補助金制度を設けたい。

→ 検討事項として、制度の有効性について（必要か否か）

実施したほうがよいとなった場合、条例改正に盛り込む必要はあるか

※ 事務局案としては、一定程度浸透するまでの時限的（3年？）な制度にしたいことから、第4条の市の責務（差別の解消の推進に関して必要な施策）を根拠に、詳細は要綱で定めたい。

日野市の事例では、第4条（市の責務）第2項「市は、市民及び事業者がこの条例に基づいて行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。」を根拠に、詳細は要綱で定めている。

3 意見をいただいた委員へのフィードバックについて

検討・反映状況をまとめて提案委員を含め全員に配布する